

防災千葉北部

NPO法人日本防災士会 千葉県北部支部会報 平成24年10月1日発行(第10号)
事務局 〒273-0011 船橋市湊町2-8-11-411 090-5500-0845(伴登方)

地域防減災力向上支援活動

船橋市 法典地区 コーポ馬込沢で検討会開催

地域防減災力向上支援活動の第2弾として、8月19日にコーポ馬込沢自主防災会役員(14名)との防減災検討会を開催しました。

コーポ馬込沢の概要は、次のとおりです。

位置等：船橋市藤原7丁目 東武野田線「馬込沢」駅近く。標高はTP.15~25mで、雨水は真間川の支川大柏川の支川二和川に流入。

建物：RC3階建 7棟 107戸

検討会は、自主防災会代表と当支部が協議して決めた3課題について、当支部側から話題提供して実施しました。

課題-1は「コーポ馬込沢の災害リスクと自助共助」についてで、青山防災士が担当し、

- ① 地震に関しては、東京湾北部地震を想定した船橋市作成の被害予測で、当地域は震度6弱と想定されているが、震源は確定したのではなく、震度6強への備えが必要であること。
- ② 宅地は洪積台地であり、液状化の可能性は低いが、宅地造成の切盛等を確認すること。(二和川沿いは一部液状化の危険性有)
- ③ 地域の標高からみて津波来襲の恐れは無いこと。

等について説明し、家具固定、防災用品備蓄等の自助・共助の必要性を強調しました。

課題-2は「自主防災組織の問題点とその実効化事例」についてで、筒井防災士が担当し、



コーポ集会所での検討会の模様

- ① 近所の助け合いの仕組化による自主防の活性化が重要性であること。
- ② 発災後、時間経過とともに必要な活動内容は変化する。これを具体的にイメージして、これに対応できるよう訓練すること。
- ③ 災害用伝言ダイヤル(171)に習熟し、活用すること。

等について、自身の町内会活動実績を踏まえて説明・話題提供をしました。

課題-3は「自主防災会が整備すべき防災資器材等」についてで、片岡防災士が担当し、発電機、リヤカー、階段避難車等24品を提案し、それぞれについて、自身が現在住むマンションでの経験や阪神淡路大震災での被災経験を踏まえてその必要性を説明しました。

討論の場では、地震時にベッドが飛ぶというが、そのイメージが浮かばないということや、

避難生活の避難所と自宅等との比較等について議論がありました。また近隣関係の大切さや実効ある自主防災組織のあり方を再確認したとの感想もありました。なお、整備すべき防災資器材リストについては、今後の整備計画の

参考とすることになっています。

今回は防災会の役員の方々だけとの検討会でしたが、コーポ住民全員を対象にした講演会は別途10月以降に開催する予定です。

スキルアップ研修

三角巾包帯法

7月22日(日)、船橋中央公民館で、会員スキルアップのため、三角巾包帯法の研修を実施しました。

研修内容は、基本となる三角巾の折り方(八つ折り)及びそれをを用いた圧迫包帯止血法や固定包帯法、並びに全巾による固定包帯法等です。講師は川口防災士が務め、出席者は8名でした。



スキルアップ研修

クロスロード ゲーム

9月23日(日)、会員スキルアップの一環としてクロスロード ゲームを演習しました。

クロスロード(cross road)とは、英語で交差点、岐路を意味し、災害対応でのジレンマをとまなう難しい判断が迫られる状況(課題)を模したゲームです。

今回は矢守克也、吉川肇子、網代剛の3氏が開発作成したもののうち「一般編」(10課題)を使用して実施しました。(他に市民編:20課題、神戸編1,2:20課題、災害ボランティア編:20課題がある。)

出席者は11名で、演習進行役は伴登防災士、5人ずつの2班編成で実施しました。

各班とも活発な意見交換がありましたが、テーマを絞って全員でさらに議論を深めることも必要だったと思います。

またこの演習は、会員各自が進行役として地域の方々に対して実施できるようになることを目的としていますので、進行役(ファシリテ

ーター)としてのあり方についての意見交換もすべきだったと思います。



2班に分かれてクロスロードゲーム

いずれも時間的制約のためできなかったのが残念です。次回に期待したいと思います。

震災考—地震保険について—

市川市 岩部 敦(支部 会計)

田中角栄……この名を聞いて、何を思い浮かべるでしょうか？ 閣將軍、ロッキード事件などのダーティなイメージでしょうか？ あるいは、日本列島改造論や日中国交正常化などその剛腕振りでしょうか。しかし、保険に携わったことがある人ならば、また違った感覚を持ちます。

あの「地震保険」をつくった方だからです。日本の地震保険制度は以下のごとく成り立ちました。

きっかけとなったのは、昭和 39 年（1964 年）6 月に発生した新潟地震でした。M=7.5 で特に液化化現象による被害が注目され、傾いた県営アパートや橋桁が落ちた完成したばかりの昭和橋の写真をご覧になった方も多いと思います。

当時の損害保険会社は、世界でも有数の地震帯に位置する国なのに、あまりのリスクの高さに商品開発を進めていませんでしたが、当時池田内閣で大蔵大臣をしていた田中角栄代議士は、地元選挙区新潟の惨状を目のあたりにして、地震保険創設を決意し、昭和 41 年（1966 年）6 月、「地震保険に関する法律」が制定、日本に地震保険が誕生しました。

地震保険は損害を 100%補償するものではないため、加入率は火災保険と比較すると非常に悪く、大震災での被害状況を目のあたりにしてもなお、加入していない世帯が多いのが現状です。大きな自然災害を経験すると、その度毎に保険会社は商品改定を行なってきました。さら

に言えば地震保険も改定され、当初は全壊被害でないと保険が下りなかったものでしたが、半壊被害でも出るようになり、次に一部損でも出るようになり、阪神・淡路で火災が多かったことから、火災保険のみの契約でも地震によって火災が発生した場合に少額ながら保険金が出るようになりました。今回の東日本の経験によって、さらに進化する傾向があります。ただ、共済系の自然災害補償はいわゆる地震保険ではありませんので、旧態然の複雑な計算式によって給付金額が算定されるというもので、改定は行われにくい構造になっています。

	青森	秋田	岩手	宮城	山形	福島
2010	15.3%	12.9%	13.2%	33.6%	13.0%	14.6%
2011	16.9%	15.3%	16.3%	43.5%	15.8%	22.2%
	新潟	埼玉	千葉	東京	神奈川	
2010	16.8%	24.0%	27.2%	30.5%	28.9%	
2011	18.0%	26.6%	29.7%	33.2%	31.3%	
	滋賀	京都	大阪	兵庫	全国平均	
2010	20.5%	21.3%	25.3%	19.3%	23.7%	
2011	22.3%	23.5%	27.3%	21.2%	26.0%	

表-1 東北・首都圏・近畿圏における地震保険の加入率の推移

各年度末現在（出典）損害保険料率算出機構

地震保険は地震保険法に基づいてつくられたため、自賠償と同様に政府保証保険であり、その保険料は政府が積み立てているものです。政府は少しでも加入率を上げようと、各種割引制度を導入していますが、なかなか思うようには行っていません。（表-1、図-1 参照）

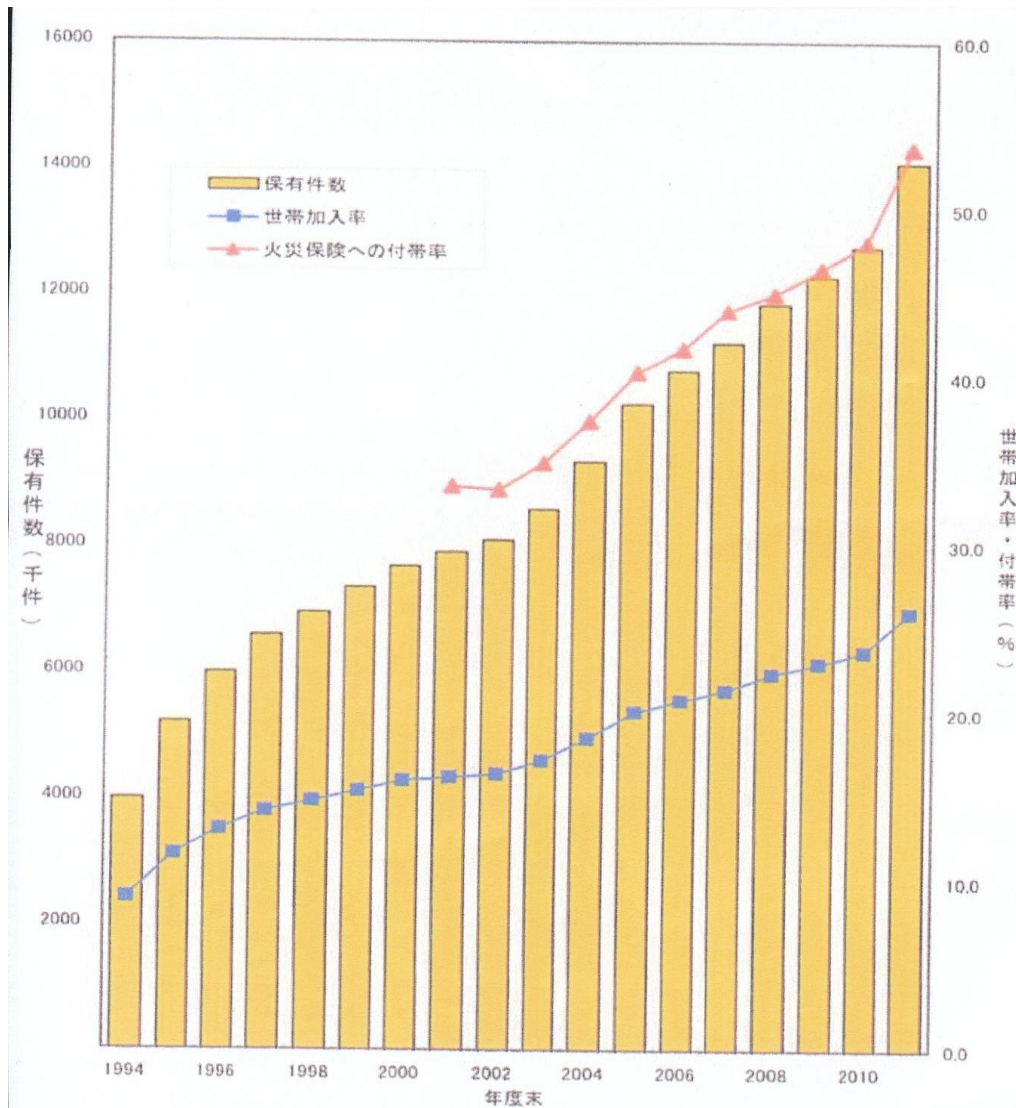


図-1 地震保険の契約件数・世帯率・付帯率(出典:損害保険料率算出機構)

地震保険は損害を 100%補償するための保険ではないことは前述しましたが、では何のため加入する必要があるのでしょうか？それは、被災後の生活保障のためです。何をしても、今の世の中、お金がないことには生活が成り立っていきません。

政府や行政あるいは民間団体からの給付金や寄付金で当座はしのげるとは思いますが、その先も生きていかなければならないことを考えれば、ある程度の備えは必要不可欠です。銀行預金が潤沢にある方は保険加入の必要性はありませんが、不測の事態が発生した時に、例

えば現金で 1,000 万円用意できる自信がない方は加入するべきだと思います。

今年のゴールデンウィーク中に起きた、茨城の竜巻被害ですが、被災地域の竜巻補償の火災保険加入率は残念ながら低く、政府や行政からの給付金のみでその後の生活設計をしなければなりません。竜巻補償とは、共済の火災補償の場合、自然災害補償も付けなければ竜巻被害は補償されないため、その付帯についての話です。逆に保険会社の火災保険の場合には、火災・落雷・破裂・爆発・風災・雹災・雪災のセットが基本補償になっています。竜巻や台風などの補

償は風災補償ということになります。一方で最後の砦である火災保険も実は、加入していない世帯が数多く存在するのも事実としてあります。しかしながら、火災保険に加入している世帯の多くが地震保険に加入する割合は年々増加する傾向で、特に昨年度は急激な伸びがありました。

(図-1 参照)

下記データを読むとわかるように、損害請求した数と認定された数の開きがありますが、これは被害妄想という次元のものではなく、単に

被災者自身がどういう内容の保険に加入されているか知らないか、そもそもの契約内容に誤りがあったか、あるいは査定や重要事項について代理店サイドから説明をじゅうぶんに受けていない等が考えられます。

多かったケースでいうと、当初は火災保険と地震保険に加入していたが、地震保険だけが更新があるのを忘れていて、罹災後にそれが判明したが、どうすることもできなかった。

または、当初は木造 2 階建てで契約したが、20 年後に老朽化のためコンクリート造

の 3 階建てにしたのに、長期契約のため契約内容を変更するのを忘れていて、損害請求時にその契約事項相違が判明したが、約款上の取り決めにより保険金が支払われなかった。あるいは、そもそもの延床面積に相違がある、1 階が店舗で 2 階に住居という物件なのに、専用住宅で契約されていた等、挙げればきりがなが、加入者自身の過失によるところが多いのが残念です。

無論、代理店サイドにも問題はあります。電話のみの契約更新確認や、現認なしの契約など、少しの手間を惜しむあまりに、加入者に過大な負担をかけてしまうといった、プロ意識が欠如している代理店が少なくないのも実情です。

保険金支払額を支払い件数で除してみると、一番罹災者が多い宮城県で、214 万円全国平均でも 158 万円ほどです。それが、多いとみるか少ないとみるかですが、損害認定の内、全壊や半壊あるいは一部損がありますが、最も多く認定されているのが

一部損です。

つまり、保険金額の 5%でしかありません。し

	受付件数 ①	調査完了 件数 ②	支払件数 ③	支払保険金 (千円)
北海道	1,284	1,257	746	752,034
青森	8,853	8,758	7,612	4,963,016
岩手	31,047	30,894	27,447	57,957,670
宮城	279,249	278,384	260,493	557,657,488
秋田	2,257	2,203	1,888	1,051,577
山形	3,728	3,643	3,100	2,571,241
福島	83,831	83,166	77,315	156,309,255
小計	408,965	407,048	377,855	780,510,248
茨城	117,654	117,171	106,700	152,241,780
栃木	44,830	44,572	38,166	42,703,507
群馬	10,181	10,124	8,541	7,157,004
埼玉	46,615	46,015	35,989	26,954,124
千葉	102,781	101,297	86,535	107,145,374
東京	116,304	114,555	89,811	84,256,126
神奈川	27,052	26,581	19,924	17,108,133
新潟	1,862	1,828	1,347	1,032,754
山梨	3,078	2,937	2,497	1,710,402
長野	359	354	252	287,192
静岡	3,399	3,342	2,684	1,936,046
小計	474,115	468,776	392,446	442,532,442
その他	824	798	356	323,126
全国合計	885,188	877,879	771,403	1,224,117,849

表-2 東日本大地震に係る地震保険支払状況

2012・4・2 現在、(日本社+外国社)

かしながら、この 5%が支払われる場合、多くの保険会社は臨時費用を負担します。仮住いの費用であったり、交通費であったり等のお金です。この臨時費用によって、多くの方が「助かった」と言っていました。

首都直下地震が発生した場合の避難場所や防

災についての知識の習得などと合わせて、被災後の生活設計を今から考慮に入れることも必要ではないでしょうか。大震災後、1 年半以上経過していますが、いまだ復興途上で、生活再建の目途すら立たない方が大勢います。

もう対岸の火事ではないのです。

防災用語 あれこれ

エルニーニョ

「今年の夏は暑いなあ。エルニーニョのせいかな？」と思われる方もいらっしゃるのではないでしょうか。答えは NO！です。エルニーニョが発生すると日本は冷夏・暖冬になります。

エルニーニョとは数年から 10 年に 1 度の割合で発生する、熱帯東部太平洋域（南米、ペルーの太平洋岸、赤道太平洋東部）の広域で発生する海面水温の異常上昇現象を指します。図 1 は典型的なエルニーニョ発生時の太平洋の海水温分布です。

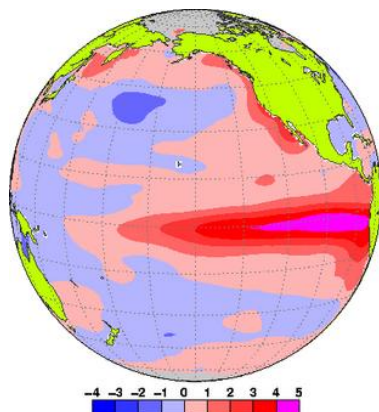


図-1 1997 年 11 月の月平均海面水温平年偏差
(気象庁)

エルニーニョが発生すると、降雨域や気温分布が変化するため、離れた地域にも異常気象をもたらします。太平洋の低緯度帯では東風（貿易風）が吹いていますが、エルニーニョ現象発生時にはこの東風が弱まり、平常時に比べると暖かい海水が東方へ広がるとともに、東部では

冷たい海水の湧昇が弱まります。また、積乱雲の発生海域が平常時より東へ移ります。

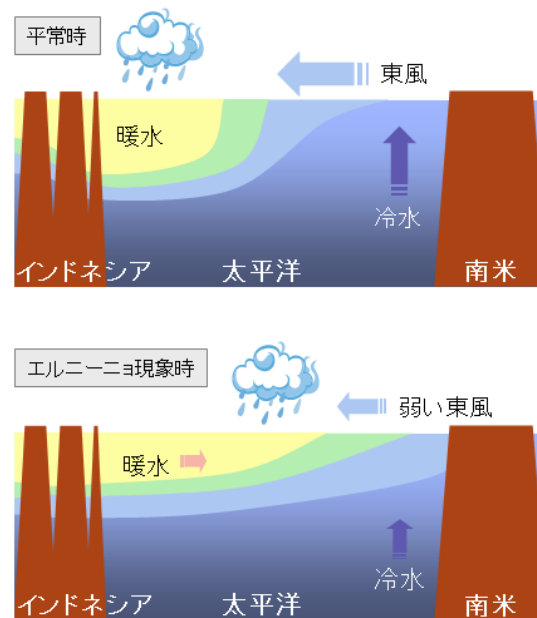


図-2 エルニーニョ現象に伴う太平洋熱帯域の大気と海洋の変動（気象庁）

このような海面水温の異常の影響が広く中・高緯度まで及び、世界各地に異常気象をもたらすことがあります。たとえば、低気圧域や高気圧域が伝播して、それぞれを強化することがあります。エルニーニョの原因は赤道海流の変化やフィリピン付近などの急激な西風の強まり、月の潮汐力などが挙げられていますが、まだ詳しくは解明されていません。

平成 24 年 9 月 10 日に発表された気象庁エル

ニーニョ監視速報 (No. 240) によると、2012 年 7 月にエルニーニョ現象が発生し現在持続中、冬までエルニーニョ現象が持続する可能性が高くなっています。8 月現在、日本と世界の天候への影響は顕著ではありません。

なお、エルニーニョとはスペイン語で「神の子 (=キリスト)」という意味であり、元来はクリスマスに南米沿岸で発生する海面水温

の弱い異常昇温を指していました。この現象により、沿岸でプランクトンが減少し漁獲量が激減するため、神の子のいたずらと漁師に呼ばれていました。

参考:『天気予報用語集』天気予報技術研究会編、
『気象ハンドブック』朝倉正等編、気象庁 HP
(青山 幹事, 気象予報士)

船橋市 中学生防災学習日程決まる

今年度の船橋市立中学3校の1年生を対象にした防災学習の日程が、右の表のとおり決まりました。各学校1年生の生徒数は、船橋=364名、三山=104名、豊富=44名です。

B及びDの学習時に当支部の協力が求められています。初めて参加する方は、学習内容全体を知るため、いずれかの学校のAにも参加した方が良いでしょう。特に船橋中学校の生徒数が多いので多くの会員の参加が必要です。

追って皆様のご都合をお伺いしますが、多くの会員のご協力をいただきたく、各自日程確保方よろしく願いいたします。

H24船橋市立中学防災学習日程

	A	B	C	D
	導入説明	図上演習	応急救護	踏査/発表
船橋 (2年目)	11/2(金) 6時限	11/6(火) 5,6時限	11/15(木) 5,6時限	11/22(木) 5,6時限
三山 (2年目)	10/30(火) 6時限	11/9(金) 5,6時限	11/16(金) 5,6時限	11/20(火) 5,6時限
豊富 (新規)	11/27(火) 6時限	11/29(木) 5,6時限	12/3(月) 5,6時限	12/6(木) 5,6時限

5時限:13:30~14:20, 6時限:14:30~15:20

事務局後記

1. 昨年12月27日の防災基本計画修正(「津波災害対策編」の新設等)につづき、9月6日、国の中央防災会議は原子力災害対策編(第11編)を大幅に見直し、防災基本計画を修正しました。一方、8月31日には「防災対策推進検討会議」(座長 内閣官房長官)の最終報告書が「中央防災会議」(会長:首相)に送られました。防災基本計画の見直し等防災関連施策に反映されることになっています。
2. 同最終報告の「今後重点的に取り組むべき事項として、「災害時要援護者名簿の作成等について、災害対策法制に位置付けるとともに、個人情報保護法制との関係も整理すべき」や「避難所における食料の確保、寒暖対策、心身両面の保険医療対策等避難生活において配慮すべき事項について法的な位置づけを図るべき」等を提言しています。今後早急の具体化が望まれます。
3. 都道府県及び市町村の地域防災計画は災害対策基本法の規定により、国の防災基本計画に則り各

地域の防災計画を策定(修正)することとなっていますが、この修正案が順次各市から発表になり意見が募集されると思います。会員各自、公表される地元市の修正版地域防災計画(案)をご覧になり、必要であれば各市へ意見を提出して下さい。

なお千葉県計画は8月に修正済で、船橋市計画は10月1日～31日間で意見募集中です。

4. (社法)東北建設協会のお世話になって、8月2,3日、被災約500日後の被災地を見てきました。



名取市関上 日和山から(H24・8)



石巻市 日和山から(手前の架設写真は被災前)



石巻市雄勝公民館(上:被災直後,下:H24・8)
屋上のバスは下ろされている。



陸前高田市役所庁舎(左:被災直後,右:H24・8玄関部)



建物は石巻市立大川小学校。すぐ近くに山がある。

視察コースは、宮城県亘理町から北上して岩沼市、名取市、仙台市、石巻市、女川町、南三陸町、気仙沼市そして岩手県陸前高田市の臨海部で、国交省東北地整0Bで防災エキスパートのお二人に案内頂きました。防災エキスパートとしての現地復旧活動や関係市町でのリエゾン(仲介, つなぎ, 橋渡し)活動支援等の苦労話を交えた説明をいただきながらの視察でした。

なお、支部からの参加者は、大野、筒井、中村(利)、伴登の各防災士でした。(伴登記)